

「第2回県土整備部における不適正事案に係る検討会議」 会議概要

1 日 時 令和6年8月9日（金）午後3時～4時30分

2 場 所 本庁舎5階 特別会議室

3 出席者 真田座長、安田委員、桐ヶ谷委員
総務専門部会 中曽根専門委員（リモート参加）
清水専門委員（リモート参加）
県土整備専門部会 若松専門委員（リモート参加）
大杉専門委員（リモート参加）
総務部長、災害・建設業担当部長等

4 概 要

○ 総務専門部会による調査・検証の結果と提言について説明

○ 県土整備専門部会による調査・検証の結果と提言について説明

○ 今後の進め方について議論

○ 決定した事項

別紙のとおり、検討会議としての提言を取りまとめた。

今回の議論を踏まえ、両部会の報告をもとに報告書案を調製し、委員の確認を経て、知事に提出する。

○ 委員からの意見

【コンプライアンス及び倫理条例】

- ・ 研修については一方的な講義ではなく、理解度を試すことを含めて実施していく必要がある。
- ・ 今後も職員にアンケートをとったりするなど、職員の意識を定点観測するような機会をもった方がよい。
- ・ 懲戒免職処分となった場合は退職金が出ないことなども周知するべきである。

【飲食の届出の見直し】

- ・ 飲食の届出の具体的な届出方法として、電子データでの提出も検討するべきである。

【働きかけ記録制度】

- ・ 退職者が利害関係者のために動いているような場合も記録の対象とすることを検討するべきである。

【情報管理】

- ・ 秘密情報に触れる職員を最初から限定するような取組が重要である。

検討会議としての提言

1 コンプライアンス及び倫理条例の更なる周知徹底について

- 倫理条例の目的や、利害関係者の範囲、禁止行為の内容などについて、職員に更なる周知徹底を図るべきである。
- 今回の事件を教訓として、職員が自分事として理解できるよう、研修の内容等の見直しを図るべきである。
特に県土整備部の職員は、その業務の特性から高いリスク感覚が求められることから、職員への意識付けのための取組を行うべきである。
- 入札・契約業務の相手方となる事業者等に対しても、引き続き倫理条例の周知を図っていくべきである。

2 事業者との適切な関係性の確保について

(1) 利害関係者との飲食の届出制度の見直しについて

- 自己負担により利害関係者と共に飲食を行う場合、現在は自己の飲食に要する額が1万円を超える場合に事前の届出を行うこととされているが、より透明性を高め、不適切な関係につながらないように、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう見直しを図るべきである。
- 見直しに当たっては、不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めること等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討するべきである。

(2) 夜間・休日における事業者への連絡手段について

- 夜間・休日における建設業者との連絡方法として、個人携帯電話を使っているケースでは、その個人携帯電話を通じて働きかけを受けるリスクがあるため、働きかけをしようとする業者に対するけん制効果という点から、公用携帯電話を配付し、公用携帯電話にしか連絡させないことも検討すべきである。

3 働きかけへの対応について

(1) 利害関係者からの働きかけを記録する制度について

- 職員に対する働きかけをけん制するとともに、働きかけに組織的に対応するため、職員が、入札・契約、許認可、補助金等の事務の相手方となる事業者等から不当な働きかけを受けた場合、これを記録する制度の導入を検討すべきである。

(2) 利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について

- 「内部通報制度」や「入札契約業務適正化相談員制度」について、制度自体の周知に努めるとともに、通報・相談先を周知することなどにより、通報・相談をしやすい体制を整備すべきである。
- 「入札契約業務適正化相談員」に指定される職員への研修やマニュアルの作成等により、相談に対して適切に対応する体制を整備すべきである。

4 退職者への対応について

- 県を退職する職員に対して改めて倫理条例の内容の説明を行うなどにより、退職者を介して職員が利害関係者と不適切な関係を持つことの抑止を図るべきである。

5 入札契約のあり方について

(1) 入札方式について

- 不良・不適格業者の排除や地域産業の育成を図るための必要な条件の設定や、事務負担の軽減を図った上で、一般競争入札の拡大を検討すべきである。

(2) 不正を事前に把握する取組について

- 再発防止の観点から、県において不正をチェックする仕組みについて、不断に検討することで、入札参加業者に対して、不正は許さない、見逃さないという姿勢を示すべきである。

(3) 不正を行った業者に対するペナルティーについて

- 指名停止期間の運用ルールにおいて、現状では、当初適用する期間は最も短い期間として、内容の悪質性を踏まえて延長しているが、当初から最も長い期間で指名停止とすることを検討すべきである。

6 入札情報等の管理のあり方について

(1) 職員間の情報共有のあり方について

- 全庁ファイル共有システムの使用に当たり、機密性の高い情報について業務に関係のない職員が閲覧できないような仕組みを構築し、管理を行うとともに、併せて、その運用状況を継続してチェックしていく仕組みを作ることが重要である。

(2) 入札に関連する情報への職員の関与について

- 業者が不正に働きかける機会を無くしていくためには、秘匿を要する情報への職員の関与をなるべく少なくすべきであり、調査基準価格を開札時にシステム上で算出する方式などにより秘匿を要する情報を直前に作成する、情報を取り扱う部署や職員を限定化するなど、情報漏えいのリスクがより低い事務のあり方を検討すべきである。